

平成21年度第2回理事会議事録

平成21年7月7日(火)

(財)武蔵野市福祉公社

平成 21 年度 第 2 回 財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 平成 21 年 7 月 7 日(火) 午後 4 時 05 分から午後 5 時 10 分まで
2. 場 所 武蔵野市吉祥寺本町四丁目 10 番 10 号 大東京信用組合ビル 5 階
財団法人武蔵野市福祉公社 大会議室
3. 理事の現在数 6 名 (定足数 4 名)
4. 出席者 理事長(議長) 会田 恒司 理 事 安達 高之
理 事 大野壽三枝 理 事 加瀬 裕子
理 事 河 中 款
監 事 安 田 大 監 事 五十嵐利光
5. 議事日程 日程第 1. 議事録署名人の選出
日程第 2. 議案第 3 号 財団法人武蔵野市福祉公社評議員の選任について
日程第 3. 議案第 4 号 財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則の一部を改正
する規則
日程第 4. 協議事項 寄附行為第 29 条(議決事項)の「諸規定」の範囲について

6. 議事内容

開会:午後 4 時 05 分

会議に先立ち、4 月に新たに就任された五十嵐監事より挨拶をいただいた。

事務局長より寄附行為第 25 条の規定により議長は理事長があたることを告げ、上記議事について逐次審議することとなった。

理事長が開会を告げ、定数 6 名、出席理事 4 名で、寄附行為第 26 条による定足数を満たし理事会が成立したことを報告した。

[議事の経過の概要及び議決の結果]

第 1. 議事録署名人の選出

- ・ 議事録署名人には大野理事と安達理事を選出、全員一致でこれを承認した。

第 2. 議案第 3 号「財団法人武蔵野市福祉公社評議員の選任」について、配布資料に基づき事務局長が説明をし、その後逐次質疑に入った。

- ・ 安達理事: 財団法人における理事と評議員の定数について。
- ・ 会田理事長: 社会福祉法人の場合と異なり、理事が評議員を兼ねることにはなっていない。
- ・ 藤井課長: 福祉公社の評議員については寄附行為で定められており、10 名以上 13 名以内をもって構成

するとされている。

- ・安田監事:各選任候補者の新任と再任の別について。
- ・藤井課長:斉藤シンイチ様と長田 健様が新任で、その他の方々が再任。
- ・他に質問等はなく、理事長より日程第2 議案第3号「財団法人武蔵野市福祉公社評議員の選任について」の承認を諮り、全員一致でこれを可決した。

第3. 議案第4号「財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則の一部を改正する規則」について、配布資料に基づき事務局長が説明をし、理事長並びに藤井課長より準職員の概念等について補足説明を行った後、逐次質疑に入った。

- ・安達理事:月給制準職員の仕事の内容について。
- ・藤井課長:準職員は月給制の嘱託職員と時間給のパート職員に分かれており、パート職員は正職員のサブ的な仕事を行うと位置づけられている。
- ・安達理事:福祉公社の職員もいずれ必ず裁判員制度の裁判員になる時が来る。月給制と時給制の職員がいるなら、その際の取り扱いを予め議論しておくべきではないか。
- ・大野理事:裁判員休暇の付与やその際の賃金保障をどうするかについては、早急に決めるべき課題だ。
- ・安田監事:今回の準職員の規則には、正職員の就業規則にはある「服喪の往復に要する日数」と「忌引と休日重複した場合」についての規定がないが、同様な規定を入れたほうが、より明確になるのでは。
- ・五十嵐監事:「有給」と言う言葉を直接用いたほうが、表現として分かりやすいのではないか。
- ・河中事務局長:正職員の就業規則とも併せて表記等を検討したい。
- ・会田理事長:労働基準監督署と文言についての事前調整は行ったか。
- ・事務局:内容については事前に労基署と相談し、賛成であるとの回答を得ている。
- ・会田理事長:「有給」の明示等、表記の修正については、理事長に一任していただき行いたい。
- ・他に質問等はなく、理事長より日程第3 議案第4号「財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則の一部を改正する規則」の承認を諮り、全員一致でこれを可決した。

第4. 協議事項「寄附行為第29条(議決事項)の「諸規定」の範囲」について、配布資料に基づき事務局長が説明をし、その後協議に入った。

- ・安達理事:今回提案された見直しは、各規則中のそれぞれの事項を単位とするのか、規則そのものを単位とするのか。
- ・会田理事長:規則ないし規程を単位とする提案だが、抽象的で分かりにくいので改めて協議し直したい。
- ・安達理事:利用者に基本的に関わりがあるものを理事会の議決事項から外すのはまずいのではないか。
- ・大野理事:今回、要綱化することの意味は何か。
- ・河中事務局長:要綱で定めた軽易な事項については、事務局サイドで変更が可能になると言う趣旨。
- ・会田理事長:「事務局サイドで」と言うことではなく、規則・規程中に「必要なことについては理事長が別に定める」と言う形で要綱に委任をする内容を盛り込むのが、一般的手法だ。
- ・加瀬理事:現在、福祉公社に要綱は存在するのか。
- ・服部課長:権利擁護事業の金庫の開閉について定めた要綱などがある。
- ・加瀬理事:「家事援助等給付事業実施規則」中にある「料金」についても、理事長の専決にするのか。

- ・河中事務局長:利用料金については、利用者に関わることであり、専決事項になるとは考えていない。
- ・中村センター長:「家事援助等給付事業実施規則」については、第4条にある通知の様式など軽易な部分を要綱化したいと考えている。
- ・会田理事長:今回の協議事項については、事務局は理事・監事からご提案・ご質疑いただいた点を参考に諸規則・規程をその規定の仕方も含めて見直し、できるだけ早期に第2回の協議を提案するように。
- ・他に質問等はなく、理事長より議事が全て終了した旨を告げ、理事会を閉会した。

閉会:午後5時10分